警察施設内における産業廃棄物収集・運搬及び処分委託の単価契約に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月24日

沖縄県知事　　古　謝　玄　太

1　競争入札に付する事項

⑴ 件名

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託の単価契約

⑵ 廃棄物の種類及び予定数量

仕様書のとおり

⑶ 契約期間等

仕様書のとおり

2　入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

⑴　仕様書で示す廃棄物の区分に関して、沖縄県知事から「産業廃棄物収集運搬業」および「産業廃棄物処分業」の許可を得ている者であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者。

⑶　次のアからオまでのいずれにも該当しない者。

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑷　一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者。

⑸　暴力団排除に関する誓約書を提出した者。

⑹　役員等名簿及び現在事項全部証明書（発行から３ヶ月以内）を提出した者。

⑺　沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する事業者。

⑻　社会保険に加入義務がない者にあっては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者（該当する場合）。

3　入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

⑴　交付期間

この公告の日から令和８年12月４日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時00分から午後４時までの間

⑵　交付場所

沖縄県警察本部警務部会計課用度係

〒900-0021　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号　098-862-0110（内線2242）

4　契約条項を示す期間及び場所

⑴　期間

この公告の日から令和８年12月８日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時00分から午後４時までの間

⑵　場所

沖縄県警察本部警務部会計課

〒900-0021　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　電話番号098-862-0110（内線2242）

5　入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

⑴　提出方法

直接又は簡易書留郵便に準ずる物により下記(2)に掲げる提出場所に下記(3)までに提出すること。

※詳細については、入札説明書による。

⑵　場所

〒900-0021　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部警務部会計課用度係

⑶　提出期限

令和８年12月９日（水）午後４時

6　開札の場所及び日時

⑴　場所

沖縄県警察本部１階警察資料館

⑵　日時

令和８年12月10日（木）午後14時

7　入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり（警察本部警務部会計課にて交付）

8　入札の無効　次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者の行った入札

⑵　同一人が同一事項について行った２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑷　入札書の表記金額を訂正した入札

⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

⑹　入札条件に違反した入札

⑺　連合その他不正の行為があった入札

⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9　落札者の決定方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

10　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語

⑵　通貨　日本国通貨

11　その他必要な事項

⑴　最低制限価格　設定しない。

⑵　その他詳細については、入札説明書による。

⑶　入札参加者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項等（以下「入札公告等」という。）を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札公告等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札をした者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。